

インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則の一部改正

新	旧
インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則 第1章 総 則 第1条～第42条 (省 略) (クローズド・エンド型の投資法人の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し) 第43条 クローズド・エンド型の投資法人は、計算期間の末日に算定された減価償却累計額の合計額から前計算期間の末日に計上された減価償却累計額の合計額 <u>(譲渡、除却又は滅失その他これらに類する事由により計算期間中に計上しなくなった資産に係る前計算期間の末日に計上された減価償却累計額を除く。)</u> を控除した額の 100 分の 60 に相当する金額を限度として、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行うことができるものとする。 ただし、再生可能エネルギー発電設備に係る減価償却額の内、匿名組合から收受する配当金に当該減価償却額に相当する金額が含まれる場合には、減価償却額の 100 分の 60 に相当する金額に加えて、当該配当金額を限度として、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行うことができるものとする。 (以下略) <u>附 則</u> <u>この改正は、令和6年9月19日から実施する。</u>	インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則 第1章 総 則 第1条～第42条 (同 左) (クローズド・エンド型の投資法人の税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻し) 第43条 クローズド・エンド型の投資法人は、計算期間の末日に算定された減価償却累計額の合計額から前計算期間の末日に計上された減価償却累計額の合計額を控除した額の 100 分の 60 に相当する金額を限度として、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行うことができるものとする。 ただし、再生可能エネルギー発電設備に係る減価償却額の内、匿名組合から收受する配当金に当該減価償却額に相当する金額が含まれる場合には、減価償却額の 100 分の 60 に相当する金額に加えて、当該配当金額を限度として、税法上の出資等減少分配に該当する出資の払戻しを行うことができるものとする。 (同 左)